

郡山市上下水道局公告第 193 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和 6 年 3 月 21 日

郡山市上下水道事業管理者 野 崎 弘 志

第 1 制限付一般競争入札に付する事項

契約番号	第 2448300105 号
業務委託名	片平地区外農業集落排水施設維持管理及び保守業務委託（長期継続契約）
施行場所	郡山市片平町字観音前 外 地内
委託期間	令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日
業務概要	片平地区、上伊豆島地区の農業集落排水処理施設に関する維持管理業務及び同地区のマンホールポンプ場に関する保守業務
支払条件	分割払い（36回）
最低制限価格	本業務委託は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167 条の10第 2 項の規定に基づき、最低制限価格を設定する。

- ※ 1 本委託業務は、電子入札により執行するものとし、郡山市上下水道局業務委託電子入札実施要領（令和 2 年 4 月 1 日制定。以下「実施要領」という。）第 6 条に基づき、入札手続は原則として電子入札システムを利用して行うものとする。
- ※ 2 電子入札システムの利用時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 8 時 00 分まで（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）とする。

第 2 入札方法及び入札期間

- 1 入札方法 電子入札システムにより入札書を提出するものとする。
- 2 入札期間 入札参加資格を有する者につき、その確認結果通知後から令和 6 年 4 月 17 日（水）午後 4 時 00 分まで

第 3 開札場所及び開札日時

- 1 場所 郡山市上下水道局庁舎 3 階 上下水道局総務課
- 2 日時 令和 6 年 4 月 18 日（木）午前 10 時 30 分

第4 入札に参加する者に必要な資格

本業務委託の入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 令和5・6年度の浄化槽保守管理において、郡山市上下水道局業務委託契約に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（平成20年7月1日制定）に基づく認定を受け、有資格者名簿に登録されている者であること。
- 3 郡山市上下水道局業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成21年10月30日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 次に掲げる者を配置できる者であること。ただし、複数の技術者資格を有する者の兼任を妨げない。
 - (1) 浄化槽技術管理者の資格を有する者
 - (2) 浄化槽管理士の資格を有する者
 - (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
 - (4) 第一種電気工事士の資格を有する者又は第二種電気工事士の資格を有する者
- 7 郡山市内に本店又は営業所等を有する者であること。
- 8 郡山市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成8年12月20日制定）に基づく浄化槽保守点検業者名簿に登録されている者であること。
- 9 中小企業団体等の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく中小企業団体の構成員にあつては、加盟する中小企業団体が本業務委託の入札に参加していないこと。

第5 設計図書等の閲覧

入札参加を希望する者（以下、「入札参加希望者」という。）は、令和6年3月21日（木）から令和6年4月8日（月）まで（市の休日を除く。）の間に本業務委託に係る設計図書等を情報公開システム（利用時間は午前6時00分から午後11時00分まで）において閲覧することができる。

第6 入札参加の申込み

- 1 入札参加希望者は、設計図書等の内容を確認した後、本公告中第4に掲げる資格基準について、電子入札システムにより入札参加申請書及び入札参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を郡山市上下水道事業管理者に提出し、当該委託業務に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は市ウェブサイトからダウンロードすること。）
- ※ 入札参加資格確認資料の電子ファイルの容量（ファイルは複数添付可）が合計で3メガバイトを超える場合は、「入札参加資格確認資料は紙提出」と記載した申請書のみを電子入札システムにより提出し、紙提出の入札参加資格確認資料を、申請期間内に郡山市上下水道局

総務課へ持参するものとする。

2 確認申請書等の受付

申請期間は、令和6年3月22日（金）から令和6年4月8日（月）午後4時00分まで（市の休日を除く。）の、電子入札システム利用時間内とする。

3 確認結果の通知

郡山市上下水道事業管理者は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を令和6年4月15日（月）までに電子入札システムにより通知するものとする。

第7 設計図書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を令和6年3月21日（木）から令和6年3月29日（金）まで（市の休日を除く。）に、郡山市上下水道局総務課契約係宛てに電子メールにより提出するとともに、到達確認のため電話で報告を行うこと。（設計図書等質問書は、市ウェブサイトからダウンロードすること。）

郡山市上下水道局総務課契約係

メールアドレス jougesui-keiyaku@city.koriyama.lg.jp

電話番号024-932-7643

- 2 質問に対する回答は、令和6年4月4日（木）までに市ウェブサイトにて公表する。

第8 入札保証金

免除する。

なお、落札者が契約を締結しない場合（本公告第13の2に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、免除した入札保証金（入札金額の100分の5）と同額の金額を納付すること。

第9 入札書に入力する金額

当該契約は、長期継続契約であるため入札書へ記載する金額は、年額で記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書に記載する金額は、当該100分の10に相当する額を除いた金額とすること。

第10 入札の中止等

本業務委託に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

なお、電子入札システム等にシステム障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は紙による入札に変更することがある。

第11 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

第12 落札者の決定

- 1 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した

者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。（見積書の提出は、原則として2回までとする。）

なお、再度の入札及び見積合せに係る入札書及び見積書の提出日時等（原則として開札日と同日）については、電子入札システムにより通知するものとする。

第13 契約締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行われなければならない。
- 2 本件は、電子契約により締結できるものとする。
- 3 落札者が、電子契約による締結を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス申出書」を郡山市上下水道局総務課契約係へ提出するものとする。
- 4 落札決定から契約締結までの間に、落札者が次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - (1) 本公告中第4に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。（指名停止基準に該当することとなったときを含む。）
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 5 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、郡山市上下水道局は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

第14 契約保証金

- 1 落札者は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市上下水道局規程第8号。以下「規程」という。）第7条の規定により、契約保証金を納めなければならない。
- 2 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
 - (1) 落札者が、保険会社との間に郡山市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を郡山市上下水道局に提出したとき。
 - (2) 落札者が過去2年の間に、国又は地方公共団体とその種類及び規模がほぼ同程度の契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行したと認められるとき。
 - (3) 落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 4 契約保証金は、本業務完了後の検査が終了した後に、請求により落札者に還付する。

第15 入札に関する注意事項

- 1 入札書には、くじ入力番号を記載すること。
- 2 その他必要な事項は、規程、郡山市上下水道局業務委託契約に係る制限付一般競争入札実施要綱（平成21年10月1日制定）及び郡山市上下水道局業務委託電子入札参加者心得（令和2年4月1日制定）による。

第16 その他

- 1 落札者が契約を締結しない場合（本公告第13の4に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、指名停止要綱に基づき指名停止措置を行うことがある。

2 その他不明な点については、郡山市上下水道局総務課契約係（電話：024-932-7643）まで問い合わせること。